

## NISAご利用のお客さまへ NISA総投資簿価残高のお知らせの開始について

平素は当行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2024年以降のNISA制度においては、投資家一人当たりの非課税保有限度額（1,800万円）が設けられています。

非課税保有限度額は投資家一人が金融機関に開設しすべてのNISA口座における購入残高の合計（「NISA総投資簿価残高」といいます）となります。

NISA総投資簿価残高が1,800万円に達したお客さまは、2029年以降に1,800万円と前年に解約したファンドの簿価金額の差額を年間360万円の範囲で非課税枠として再利用することが可能となります。

これらにともない、2026年よりお客さまへNISA総投資簿価残高をお知らせすることとなりました。

### 【対象のお客さま】

- ・前年末時点で2024年以降にNISA口座で購入いただいた残高があり、かつ当年のNISA利用枠が当行にあるお客さま。

※初回のお知らせは、2025年末時点で2024年以降にNISA口座で購入いただいた残高があり、かつ2026年のNISA利用枠が当行にあるお客さまが対象となります。

### 【お知らせの名称】

- ・特定累積投資勘定基準額等通知書

### 【お知らせの方法】

- ・「ぐんぎんアプリ」または「インターネットバンキング」の電子交付サービスのご契約をされている場合は電子交付でお知らせします。

ご契約されていない場合は郵送でお知らせします。

※初回のお知らせは、2026年3月10日以降の予定です。

### 【お客さまへのお願い】

- ・お届けの氏名、個人番号（マイナンバー）に変更が生じた際は、お早めに取引店にて、お手続きをお願いします。

複数の金融機関にNISA残高をお持ちの場合は、すべての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。

- ・変更手続きが未了の場合、お客さまへ正しいNISA総投資簿価残高をお知らせできませんので、ご注意ください。

●NISA制度の詳細はこちらをご確認ください。 >>